

2017/09/8 発行

水源連だより

SUIGENREN
DAYORI
No.78

水源開発問題全国連絡会

水源連 2017 全国集会 (シンポジウム) & 総会
Japan River Network Alliance

2017 年
11/4 土 第1部 (集会)
13:00 ~ 17:00

資料代 500 円

シンポジウム
川は誰のものか。
河川法改正 20 年。河川行政はかわったか?
～大阪安威川ダム計画から考える～
あいがわ

「ほたるの川のまもりびと」上映
＜パタゴニア特別限定版＞

基調報告
“河川法改正 20 年。河川行政はかわったか?”
講師 宮本博司さん (元国交省近畿整備局河川部長)

現地報告
「安威川流域治水計画」
「安威川ダム公金支出差止裁判」

パネルディスカッション
“河川法改正 20 年、
今こそ川を流域住民の手に”
＜パネラー＞
宮本博司さん、嶋津暉之さん
まさのあつこさん

会場：大阪府茨木市クリエイティブセンター 2F (多目的ホール)
茨木市駅前4-6-16 tel:072-624-1726

ダム建設現場見学会
8:30 ~ 11:00
【朝8:30 茨木市役所前集合】
ダム資料館
「ダム周辺の地盤について」
田結庄良昭さん (国土研・神戸大名誉教授)
奥西一夫さん (国土研・京大名誉教授)

水源連 2017 年度総会
11:00 ~ 15:00
会場：茨木市福祉文化会館 302 号室
1. 総会
2. 各地の取り組み (石木ダム他)

第2部 (交流会・親睦会) **11/5** 日 8:30 ~ 15:00
※詳細は裏面をご覧ください。

ダム問題に取り組む全国の仲間が茨木に集まります!

共催 水源開発問題全国連絡会・水源連全国集会大阪茨木実行委員会 (茨木市民運動連絡会 安威川ダム反対市民の会)
ご連絡・お問合せ：水源連 (mizumondai@xvh.biglobe.ne.jp)・茨木実行委員会：072-625-3194 (茨木民商) 090-5045-5133 (江管)

〒223-0064 横浜市港北区下田町 6-2-28

電話 045-877-4970 FAX 045-877-4970

郵便振替 00170-4-766559

メールアドレス mizumondai@xvh.biglobe.ne.jp

ホームページ <http://suigenren.jp/>

《水源連はパタゴニア日本支社の助成を受けています》

11月4~5日 安威川ダム現地 (大阪茨木) へ

全国集会と水源連第24回総会開催

～目次～

- | | |
|------------------------------|----|
| ・事務局からの報告 | 1 |
| ・土石流災害は「拡大造林」が元凶の人災 | 7 |
| ・滋賀県の流域治水推進条例のその後 | 14 |
| ・透過型砂防ダム (治山ダム) とその問題点 | 16 |
| ・新書紹介 「ダムと民の五十年抗争 紀ノ川源流村取材記」 | 20 |
| ・パンフレット「利根川ウナギがすみやすい川にしよう！」 | 21 |

事務局からの報告

はじめに今年の水源連総会について、次いで、水源連だより 77 号以降の活動を報告いたします。

(1) 今年の水源連全国集会・水源連総会について

① 概要

今年は 11 月 4 日（土）13 時 30 分から茨木市クリエイトセンター多目的ホールにて、大阪府が事業者である「安威川ダム」に焦点を当てた“「河川法改正 20 年。河川行政はかわったか！」＝大阪府営安威川（あいがわ）ダム計画から考える＝”を開催します。宮本博司氏から「河川法改正 20 年」を踏まえた講演が予定されています。1997 年に河川法が改正され、13 条の 2 に河川整備計画の条項が設けられ、その策定に流域住民参加の道筋がつくられました。それは、「川は国のものではなく、流域住民のものであるから、川のあり方を決めるのに流域住民の参画が必要だ」という考え方によるものでした。それが今は蔑ろにされ、住民参加の道が閉ざされています。この河川法改正の原点に立ち返らなければなりません。

翌 11 月 5 日（日）は朝 8 時から 10 時半にかけて安威川ダム建設事業地の現地見学会を行います。11 時に水源連総会を開始し、昼食をはさんで 15 時に終了・解散の予定です。総会では、①川を流域住民のものに取り戻す問題、②石木ダム予定地の地権者の生活を守る取り組み、③豪雨による山腹崩壊・流木流出問題、④ダム建設業界の延命策が図られている問題、⑤スーパー堤防の問題、⑥水道民営化の問題・・・、多くの課題について相互に意見を交換して、次へと繋ぎたいと考えます。

② 二日間の日程

○ 11 月 4 日（土）

- ・ 全国集会 「河川法改正 20 年。河川行政はかわったか！」

＝大阪府営安威川（あいがわ）ダム計画から考える＝

茨木市クリエイトセンター 多目的ホール

（JR 茨木駅・阪急茨木駅から徒歩 800m）

- 13：00 受付開始 宿泊・現地視察参加者の受付集金
- 13：30 全国集会開始～17 時

- ・ 交流会 17：30～19：00

- 茨木市役所 9 階スカイレストラン
- 夕食会 & 参加団体の交流
- 参加費：1,500 円（夕食） ※アルコールなし

- ・ 懇親会 19：00～20：00

- 会 場：茨木市役所 9 階スカイレストラン
- 時 間：19：00～20：00
- 参加者からのアピール等
- 参加費：2,000 円（バイキング） ※アルコールあり

• ホテルへ移動 20:10 (21:00までにチェックイン)

- 宿泊するホテルが二つに分かれますが、事務局が宿泊先への誘導、翌朝の見学会への誘導を行います。
- なお、ホテルの割り振り・部屋割り等は事務局で行います。全てシングルですが全てが禁煙室ではなくご希望に添えない場合があります。また、連休で宿泊部屋数の確保に限りがあります。ご了承ください。締め切りの厳守をお願いします。
- 茨木セントラルホテル(TEL 072-624-1600)
 - ◇ 茨木市役所から徒歩15分
- 高槻サンホテル (TEL 072-676-8787)
 - ◇ 茨木市役所から徒歩で阪急茨木駅へ(徒歩10分) 電車7分
 - ◇ 阪急京都線高槻駅下車 徒歩3分

○ 11月5日

• 安威川ダム現地見学会

- 8:00 高槻サンホテルからマイクロバス出発。
- 8:30 茨木セントラルホテル経由・地元案内者と合流後安威川ダム現地へ
- 9:00 ダム資料館
- 10:00 現地発 10:30 福祉文化会館着

• 水源連総会 茨木市福祉文化会館302号室

- 11:00 開会
途中で昼食をとります。事務局が弁当を用意します。
- 15:00 終了解散

~~~~~

• 参加費

- 合計 15,500円
- 内訳
  - ◇ 交流会 1,500円
  - ◇ 懇親会 2,000円
  - ◇ 宿泊 8,300円(シングル・朝食付き)
  - ◇ マイクロバス代 3,000円(参加人数により変動あり)
  - ◇ 総会昼食代 700円

③ 参加申し込みなど

- 申込み 別紙「参加申込書」に必要事項を記入の上、郵送又はFAXで事務局宛にお送り下さい。
- メールの場合は申込書の記入事項と同じ内容を事務局宛にお送りください。

事務局 〒223-0064 横浜市港北区下田町6-2-28 水源連

FAX 045-877-4970

メールアドレス [mizumondai@xvh.biglobe.ne.jp](mailto:mizumondai@xvh.biglobe.ne.jp)

申込み締め切り 9月30日(土) 必着

## (2) 石木ダム状況

### ① 7月28日未明、長崎県がまたもや予告なしに重機車両を工事現場に搬入

7月28日未明、長崎県がまたもや予告なしに重機車両を工事現場に搬入、住民側は徹底的に抗議して重機車両の搬出を求めましたが、長崎県は拒否しました。長時間にわたる交渉の結果、石木ダム工事事務所所長との間で下記約束を取り交わしたとの報告です。右の記事は、7月29日の長崎新聞です。

下は、石木ダム工事事務所所長との間で結んだ約束です。

- ◇ お盆過ぎ(8月17日)まで工事を中断する
- ◇ 知事と話し合いの場を持つ
- ◇ 話し合いの日程調整のため、8月1日にダム事務所で話し合いを行う。

8月1日の話し合いでは、「知事との話し合いが終了するまで工事中止」を要請しましたが、「今すぐには回答できない。8月7日に回答する」ということになりました。

この件については5Pの「③予定地 こうばるの現状」に続きます。

(25) 社 会 (第3種郵便物認可) 2017年7月29日

工事現場近くで県職員に車両搬出を求める住民ら  
—28日午前3時46分、川棚町—



## 石木ダム付け替え道路

# 県、再び未明に車両搬入

## 住民抗議 工事中断話し合いへ

県と佐世保市が東彼川棚町に計画している石木ダム建設事業で、県は28日未明、付け替え道路工事現場に新たな作業車両を搬入した。住民らの抗議を受け、県は8月16日まで工事を一時中

断し、その間に今後の進め方などについて反対派と話し合いの場を設けることで合意した。

県によると、28日午前0時20分ごろ、ショベルカー2台を搬入。住民に監視され、物音に気づいて集まった住民が搬出を求めたが、県石木ダム建設事務所の有吉正敏所長に拒否されたため、取り囲んで帰らせないようにした。110番通報で警察も駆け付け、にらみ合いは午前6時すぎまで続

れていた。正面ゲートを通り、5月に川の護岸を削って整備した別の作業路を利用した。稼働中の車両と比べ掘削能力が約3倍あり、今後工事のペースを上げる構え。現場近くの作業員用詰め所の敷地には、地面を締め固めるローラー車も入った。

荒瀬ダム発電所解体作業を開始

熊本県は28日、国内初となる県営荒瀬ダム(八代市)の完全撤去作業の一環として、球磨川の約2キロ下流にある藤本発電所建屋の解体作業を始めた。照りつける真夏の強い日差しの下、作業員らは重機を使い、バリバリと大きな音を立てながら建屋の壁を壊した。2012年9月から取り組んでおり、来年3月までに全ての構造物を撤去することを

いた。交渉の結果、住民が県職員を解放する代わりに、県側は工事の一時中断と後日の話し合いを約束した。工事を巡っては、県は反対派の監視をいくくするよう、1月末の早朝に工事車両を搬入、6月には未明に詰め所を新設している。

(熊本陽平)

### ② 石木ダム事業認定取消し訴訟第7回口頭弁論

#### 弁護団が証人申請の必要性を口頭陳述

2017年7月31日午後2時から長崎地方裁判所で石木ダム事業認定取消訴訟第7回



口頭弁論が開かれました。

この日は、前回第6回口頭弁論で被告側が提出した当方への反論に対して、原告としての反論を主張する場でした。

開廷前の門前集会では岩下一雄氏から、「長崎県が付替道路工事推進に執着して7月28日未明に重機車両を搬入、徹底抗議の末、知事との話し合い、工事中止等について8月1日に話し合うことになった」との報告がありました。

傍聴は希望者が定員を超えたため、抽選になりました。

口頭弁論では先ず高橋謙一弁護士が利水面の必要性が「石木ダムありき」の辻褄合わせでしかないことを各論点ごとに整理して陳述し、その事実を明らかにするため、2007年度水需要予測・2012年度水需要予測の担当者、佐世保市長、SSK社長、事業認定審理過程で意見を求めた学者たちの証人尋問が必要であると述べました。

次いで、田竈亮博弁護士が治水面の必要性も「石木ダムありき」の辻褄合わせでしかないことを各論点ごとに整理して陳述し、川棚川水系河川整備基本方針・整備計画策定の各担当者、事業認定庁の責任者の証人申請を考えている、と述べました。

裁判長が被告側に意見を求め、原告側が証人としてあげた役職の人は意見を聞ける状態にあるのかも被告側にたずねました。

被告側は、「証人尋問は必要ないと考えている」と答えましたが、裁判長から「意見を聞ける状態にあるかも含め、文書で回答するように」との指示がありました。

馬奈木昭雄弁護団長は、裁判所に「証人採用拒否は原告が立証責任を遂行できなくなるので、証人尋問は不可欠」と述べました。

閉廷後の報告会では馬奈木弁護団長が、「この種の裁判では立証責任が原告側に求められている。立証不十分だと原告敗訴とされてしまう。国が証人申請を拒否するのは、原告側を立証不可能に追い込むことを意図しているからである。国が証人尋問を拒否するのを裁判所が許すのであれば、刑事訴訟で被告が黙秘権を行使するのと同じで、国が原告側の立証を妨害することを裁判所が許すことになる。原告側を立証不可能に追い込むことのないよう、証人尋問が不可欠であることに裁判所の理解を求めた。」と、証人尋問実現の意義を説明しました。



#### ○ 訴訟・申立 日程

- 9月 4日 11時45分～ 取消訴訟第8回口頭弁論 長崎地方裁判所
- 9月19日 14時00分～ 差止訴訟第3回口頭弁論 長崎裁判所佐世保市部

### ③ 予定地・こうばる の現状

工事再開中止を要請する行動が続いています。以下、「滴」25号（水問題を考える市民の会&石木まもり隊共同ニュース）をもとに記します。

- 8月1日の話合いでは、「知事との話合いが終了するまで工事中止」を要請しましたが、長崎県は「今すぐには回答できない。8月7日に回答する」としていました。しかし、7日の話合いは台風で中止になり、17日に延期され、それまでは工事休止を約束しました。
- 8月17日の話合いでは、地権者が求めている中村知事との面談については、

- ①個別に面談（1世帯2〜3人、代理人は不可）

- ②非公開（録画も不可）

- ③面談時間は1時間程度

- ④自宅以外の静穏な場所

…などの条件を示したので、

地権者は

- ①「持ち帰って検討したい」

- ②「知事との面談が実現するまで工事は再開しないでほしい」

と要望したが、

長崎県は「工事は明日から再開する」と回答。

「工事を再開したら話し合いができなくなる」と訴えても「工事と話し合いは別問題。夜や日曜にできる」との答えが繰り返されたので話し合いは決裂しました。

工事が再開されれば、地権者は抗議行動に出ます。この炎天下、朝から夕方まで、県職員との攻防が続きます。夜も休日も交代で24時間体制。いつ熱中症で倒れたり怪我をしたり、事故が起きてもおかしくない状態が続きます。「それでもやるんです。必死です。私たちは命を懸けているんです」と、地権者は全身全霊で闘っています。

8月18日から連日、こうばる現地では付替道路工事中止要請行動（＝抗議行動）が続けられています。

### ④ 収用委員会

長崎県は既に土地収用法を適用し、代替道路・工事用道路の用地として4軒の農地を収用しています（第1次収用）。地権者の皆さんは収用・明渡を拒否したままですが、収用委員会が補償額・収用期日・明渡期日を決め、起業者（長崎県と佐世保市）が補償金を法務局に供託してしまうと登記所での名義変更が可能になり、その手続きが終わると、所有権が起業者に移行して、収用が終了します。そして、供託金は受け取らずとも税法上では地権者の収入とみなされ、課税されてしまいます。

土地の場合は登記簿の名義変更で収用・明渡は終了しますが、家屋の場合は強制取り壊しになります。明渡に応じないと、起業者がそこを管轄する都道府県知事に家屋取壊し＝行政代執行を求めることになり、都道府県知事が強制的に取り壊しを行います。

長崎県は現在、第2次収用・明渡裁決、第3次収用・明渡裁決を長崎県収用委員会に求めています。第2次収用・明渡裁決申請の対象物件には4軒の居住家屋が含まれてい

ます。第3次収用・明渡裁決申請の対象物件には残り9軒の居住家屋、残りの全土地（共有地を含む）です。

13世帯の皆さんは、居住地の明渡を拒否し、工事の進行を懸命になって食止めています。

土地収用法は公共の利益が失われる利益より大きいとしたときに、土地（その土地の上にある物件を含む）の収用を起業者に認めるとし、その補償金額と収用の時期・明渡の時期の査定を都道府県の収用委員会が行います。

補償は、いわゆる財産権の補償とされ、居住の自由の侵害、生活基盤の破壊、地域社会の破壊などいわゆる人格権の侵害については土地収用法ではフォローできません。

石木ダム建設事業を強行すれば、13世帯皆さんの生活と地域社会を根底から覆すことになること、すなわち人格権の侵害になることは分かりきっていることです。「土地収用法を適用して追い出す」とする長崎県と佐世保市の強権的手法は、まさしく13世帯の人格権を侵害するものです。

13世帯の皆さんは、強制収用するための道具にすぎない収用委員会に対して出席拒否を続けています。

私たちは、長崎県が13世帯取壊しの行政代執行ができない状況をなんとかして作り上げなければなりません。

共有地権者有志は、長崎県収用委員会に対して「石木ダム事業は水没予定地住民の生活と地域社会を破壊するのであるから、補償で解決することはできない。収用委員会に諮られること自体が間違いであるから、却下を求める」という趣旨の要請行動、長崎県知事と佐世保市長への「補償で解決はあり得ないから、収用・明渡裁決の取下げ」を求める要請行動を企画しています。

### **（3） 同封書類について**

この水源連だより78号には、①全国集会・水源連総会の案内チラシ、②全国集会・水源連総会参加申込み用紙、③利根川流域市民委員会が作成したパンフレット「利根川をウナギがすみやすい川にしよう!」、④日本弁護士会が10月13日に予定している「第60回日本弁護士連合会 人権擁護大会第3分科会シンポジウム」のお知らせを同封しました。

皆さまから、全国集会・水源連総会参加申込み用紙がたくさん届きますよう、よろしくお願いいたします。

# 土石流災害は「拡大造林」が元凶の人災

藤田 恵

(元・徳島県木頭村長 水源開発問題全国連絡会顧問)

(ハッ場あしたの会のホームページより転載 <http://u0u0.net/FuQI> )

## はじめに

今年も土石流災害などの大水害が頻発しています。被災された方々には衷心よりお見舞い申し上げます。

いつも、識者やマスコミの報道等は「大雨」が災害を引き起こす主犯のように言いますが、はたして本当でしょうか。

私は1日の雨量が1114<sup>㍉</sup>（徳島木頭で1976年9月・6日間の総雨量は2781<sup>㍉</sup>）という世界的な豪雨の記録がある、徳島県旧木頭村（現那賀町）の高い山々と川や沢に囲まれた山村で育ちました。子供の頃からの山林労働などの経験と、約30年前から何ヶ所かの土石流等による災害の現地を見た結果、大雨時の災害のほとんどは「拡大造林」が元凶の「人災」であることは一目瞭然でした。毎年春から秋にかけてヤマメ釣り、鮎釣りなどで頻繁にあちこちの山や沢を歩き回り、多くの崩壊地などを見た結果も、「拡大造林」が元凶の人災であるとの確信は深まるばかりです。

大雨が降っても、通常は山崩れや土石流災害は滅多に起こるものではありません。災害には山林に何らかの共通する特殊事情があります。（大雨で必ず山崩れが起きるのなら、旧木頭村の2000m級の約20峰の山は全て崩れているはずです。）

特殊事情とは、①「拡大造林」後の手入れ不足による山肌の過大浸食 ②急峻な地形へ、幅員が広過ぎる農林道の開設 ③川、沢の直線化 ④里山の喪失 ⑤砂防ダム、が主なものです。

最近の大災害は勿論のこと、2014年の広島、2013年の伊豆大島、2004年の徳島県旧木沢村（現那賀町・1日の雨量が1317<sup>㍉</sup>）土石流災害、前記76年9月の旧木頭村の大規模山林崩壊等の全てが、前記①～⑤に当てはまります。

「拡大造林」は、敗戦後の住宅建設などで杉や檜等の建築材が不足し、1950年代から、ブナ、ナラ、シデ等の天然林を含む広葉樹を皆伐し、補助金で主に杉を密植する政策で、当時の農林水産省が全国的に推進して来た広葉樹敵視の愚策です。その後、1964年の林産物の貿易自由化で、杉材等の価格の暴落が今も続き、林業家は間伐や下草刈りの費用も人材も無く、杉林は荒れ放題の状態です。

以下、各項目ごとに説明します。



## 土石流の災害の原因

### 1、「拡大造林」後の手入れ不足による山肌の過大浸食

杉林の間伐などの手入れ不足のため、林内の山肌を保護する下草（草や細い木など）が全く無いか少ないため、大雨で山肌がいっぺんに削られ大崩壊を引き起こしたものです。つまり、「拡大造林」後の手入れ不足による、保水力の低下と山肌の過大浸食です。上記の旧木頭村の大規模山林崩壊は、直径2m以上もあるブナ林を皆伐した後に、杉林の山肌の過大浸食が原因で、中腹に深層崩壊が起こり、大きな山が大崩壊したものです。その後、砂防ダム工事が20年以上も続き、この砂防ダム付近で山の崩壊がさらに頻発している場所もあります。

### 2、急峻な地形へ、幅員が広すぎる農林道の開設

「拡大造林」と並行して、急峻な斜面に幅員が広過ぎる農林道を、崩壊しやすい地形、土質などを十分に考慮しないで開設しました。このため、大雨時に大量の雨水や伏流水により、農林道の擁壁からまず決壊が始まり、道路付近が崩壊して土石流が起こり、民家の流出などが発生した箇所が多く見られます。

（嘗て、自民党は建設業者から請負高の約5%の政治献金を取るために、業者が儲かるように幅4メートル以上の広い農林道路以外は補助金を付けない制度に固執していたと言われていました。本当に林業家が望んでいるのは、幅員が2m前後の作業道や、森林に負荷の少ない狭い林道です。）

その典型例として、2013年の伊豆大島の土石流などの大災害があります。当時、新聞に掲載された山崩れ前と山崩れ後の2枚の航空写真を見ると、ちょうど絵に描いたように道路付近から一斉に崩壊が起きていました。これは、2004年8月1日、台風10号の際、徳島県旧木沢村（現那賀町）で起きた類似の大災害時に私が撮影した現地の写真と酷似しています。この大災害では数百箇所の山崩れが起きました。

### 3、川、沢の直線化

上記のように、山肌の過大浸蝕により、恒常的に大量の土砂が河川等に流入すると、河床の上昇と共に、大きな淵が埋まります。河川や沢がほとんど直線化しているため、洪水時に流量の一時的な逡減が不可能となり、下流の流量も一挙に増大するため、杉などの流木が橋梁等にかかり、濁流を堰き上げるなどの水害がいつそう拡大します。

### 12か所の淵が1か所に

私が子供の頃に過ごしたのは、那賀川の最上流の北川集落です。家の前を流れる川には僅か2kmほどの区間に、今思い出すだけでも大きな淵が12か所もありました。

大きな淵には全て名前が付いていました。その一つはカンキチ淵といい、大昔にカンキチと言う人が入水した淵だと言い伝えられていました。川の淵に全て名前がついていたと言うことは、「拡大造林」後に大災害が頻発する1970年代以前は長年にわたり河床が安定していたことを物語っています。

私の経験でも、大雨後に川の流れが激変することは殆どありませんでしたが、近年は一雨ごとに淵も埋まり、流れも激変しています。上記の12か所の淵も、今は僅かに淵の面影を

残す所がたったの1か所のみです。川とは名ばかりで、単なる直線の水路と化しています。これは、ごく一部の川を除き、日本全国の川の現状です。

### 「ワンド」で洪水の逡減が無く、ダム災害に

大きな淵には必ず「ワンド」と言う、水深が深くて大きく膨らみ、流れが渦巻いて上流へ逆流するような所がありました。小学生の友人が泳いでいて亡くなったのも、この「ワンド」でした。大水が出ると濁流となったこの「ワンド」は、河原や岸边の方へどんどん広がったものです。大水を下流へ徐々に流す洪水の逡減と、鮎やアメゴ、鰻など多くの魚の避難所でもあったのです。

上流部にあった昔からの竹藪などの水防林を伐り、1か所でもコンクリートの堤防を造ると、今までの流れが激変し、下流の何百年も昔から安定していた自然堤防が大雨ごとに崩れ始めて、淵も土砂で埋まってしまいます。

そのうえ、この土砂の過大な流出は下流のダムへの堆砂の原因ともなっています。ダム災害を含む最近の大水害は、この「拡大造林」が元凶だと、何度言っても言い足りません。

## 4、里山の喪失

里山とは、広辞苑によると「人里近くにあつて人々の生活と結びついた山・森林」とありますが、私の体験からは少し違うようにも思いますので、もう少し詳しく説明します。

1960年代まで農業の主な作物だった米や麦の栽培で、農家に絶対に必要なのは農耕用の牛でありました。この牛を飼うために、春から秋にかけて草を刈る場所が、里山の最大の役目でした。この場所は里山でも家から最も近くて、比較的肥沃な土質で、一面に萱が生えているのが最高とされていましたが、家の近くで良い場所は限られていますので、少し遠い里山で萱ばかり刈れるようにした「萱野」という里山も作っていました。その他、里山は田や畑に入れる草を刈る、薪を伐る、炭を焼く、椎茸を栽培する場所で、尾根や尾根近くに昔から生えている木は別にして、近くの里山へは大きな木は生やさないようにしていました。

このように、里山は土質が肥沃な所が多く、元来地滑りなどで崩壊し易い地形の場所です。したがって、崩壊防止のために先人の経験則で比較的根が張りやすい広葉樹などを主に生やし、根が浅くて張りにくい杉はなるべく植えてはならない場所だったのです。

## 5、砂防ダム

### 全国には100万基以上？

砂防ダムは川の大小を問わず上流部から源流部へ沢、山崩れの跡地など山の頂上付近まで、ありとあらゆる場所へ造られています。高さが7m以上を砂防ダム、それ未満を堰堤と呼びます。

砂防ダムは、県や市町村が造ったもの、国交省や農林省が建設したものなどが入り乱れており、私が知る限り全国に何基あるかなどの実態が把握可能な資料は何処にもありません。木頭村(現徳島県那賀町木頭)内にある砂防ダムの数も県や国に質問しても不明とのことで、2000年頃に私が沢を歩いて数えただけでも500基以上あり、総工費は数百億円以上と言われていました。このことから推測しても、全国的には最低でも100万基以上の砂防が造られて

いるのが実態ではないでしょうか。

## 打出の小槌

砂防ダムは、広辞苑には「山肌の浸食や河川の土砂の流出を防ぐため」とあります。私が子供の時から見て来た砂防ダムは違います。

砂防ダムが造られる典型的な地形は、V字形の急な溪流です。両側も浸食され尽くして全体に岩肌が剥き出しとなっている場所です。つまり、岩肌が何万年もかけて浸食される以外には、これ以上の浸食の恐れは全く無い場所です。こんな所へ砂防ダムを造るとどうなるでしょうか。大雨ごとにすぐに土砂が満杯となります。同時に、濁流が堰の上部を越流します。柔らかい両側の杉林などがいっぺんに浸食され、当然に山崩れが起きます。「大雨災害の復旧工事」で、すぐ予算がつきます。また砂防ダムが必要だ、となります。

このように、砂防ダムは建設業者の打出の小槌であり、必要性の有無に関係なく、際限なく造り続けられている場所も多くあります。その典型例が、旧木頭村の久井谷（ひさいだに）と言う小さな沢で、エスカレーターのように約 200 基の砂防ダム群が建設されています。

## 急がれる災害防止対策

第 1 は、尾根と沢付近、民家に近い手入れ不足の杉林は、公費の補償で皆伐する。1 年もすると草木に覆われ過大浸食が防げます。

第 2 は、特に崩壊しやすい地形、土質の箇所から優先的に農林道の山側へ十分な側溝を造り、上部から道路への雨水の越流を防ぐ。

第 3 は、前記の優先箇所から順次、農林道の幅員を狭める改造工事をする。必然的に擁壁が低くなり崩壊がしにくくなります。

第 4 は、農林道の擁壁へ十分な水抜きを造り、擁壁の内部への雨水や伏流水の滞留が少なくなるように擁壁を改造する。

第 5 は、前記の優先箇所の農林道の上下に孟宗竹等を植えるなどの、里山の復元。先人の昔からの知恵を謙虚に学ぶべきです。

第 6 は、危険地域の民家の移転

土砂災害が予測される危険地域の民家などの移転を、公的な補助も含め早急に実施することです。災害で多くの人命が失われることを考えれば安いものです。

第 7 は、誤った農林行政・「拡大造林」の非を国や自治体に認めさせること。そうしないと、本格的な法整備による土石流災害防止は不可能です。

## ダム災害に集約

巨大ダムの殆どは八ッ場ダムと同じ多目的ダムです。つまり、洪水調節と都市用水の供給などの利水が目的で、洪水調節には大雨に備えて貯水の為に可能な限りダムを空けておく必要があり、一方の利水には出来るだけ多くの貯水が必要です。こんな相反することを同じダムに機能させることは不可能であり、多目的ダムはダムを造るための単なるダム官僚の机上論です。

大雨が降るとやがてダムは満水となります。それ以上貯水が増えるとダムのゲートの上を

大量の水が越流してゲートが壊れるおそれがありますので、急遽ゲートを開けます。ダムの下流では、大雨で川の増水と内水で水害の恐れがある寸前に、さらに上流のダムから大量の水が押し寄せるのですからたまりません。下流の川の水嵩は一挙に上がり、家屋の流出などの大水害となるのです。

### **堆砂で上下流に水害**

ダム湖周辺や上流も恒常的に水害に見舞われています。堆砂が大きな原因です。堆砂で河床が高くなっていて、ダムの下流へ水が流れ難いため、大雨時に氾濫して水害を招くのです。こんな明らかな水害も、電力会社や県、国交省は毎回知らぬ顔の半兵衛を決め込みます。被害住民は裁判で争うしかありません。以下は徳島県那賀川の長安口（ながやすぐち）ダム訴訟の一例です。

### **高松高裁「ダムは危険な物である」ことは認めた**

1971年9月の大雨時に、長安口ダムは急にゲートを開けました。この水勢でダム近くの護岸が高さ24メートルにわたって崩壊。下流の鷺敷町（現那賀町）で床上浸水92戸、床下浸水36戸の被害が発生しました。

1審は、原告勝訴。とは言っても約20年後の88年に徳島地方裁判所は、やっとダムの操作ミス認め、県と国に損害賠償を求めました。

しかし、2審の高松高等裁判所は、94年1審判決取り消し敗訴。理由は「地域的な降雨量の正確な予測は困難」。ところが、「ダムは危険な物である」ことは認めたのが、せめてもの救いでありました。最高裁、住民の申告棄却。

今でもダム水害は頻発していて、同様の水害と裁判は繰り返されていますが、自治体、警察、検察、裁判所、国、マスコミは癒着。最初から住民が負けることは決まっているようなものです。

### **ダムへの堆砂の抜本策は無い**

国交省は、ダムの堆砂対策として、排砂バイパス、貯砂ダム、上流の沢へ更にダムを造る、大雨時に一挙に下流へ流す、等々一部試行しています。しかし、抜本的な堆砂対策はありません。私は最近、以前に細川内ダム中止を要請した当時の建設省河川課長（前参議院議員）に、「膨大な堆砂は取る方法も、捨てる場所も無いがどうするのか」の旨を質問しましたが、当然何の返答もありませんでした。

### **ダム建設禁止法を**

今更私が言うまでもなくダムの堆砂は、原発の核廃棄物と同じように、抜本的な処理方法が全くないのです。日本の川という川は約3000基のダムで埋め尽くされています。全てのダムは砂が溜まり続ける一方です。この堆砂の問題だけでも、もうこれ以上のダムは造るべきではありません。ダム建設禁止法こそ制定すべき時代です。（終わり）

## 【藤田恵さんの論考の関連記事】

### 林業の悪循環、防災に影 人工林管理、行き届かず

(西日本新聞 2017 年 07 月 17 日) [http://www.47news.jp/news/2017/07/post\\_20170718102559.html](http://www.47news.jp/news/2017/07/post_20170718102559.html)

福岡県と大分県の豪雨水害は、土砂崩れによる大量の流木が被害を拡大した。被災した集落には根が付いたままの大木が広範囲に横たわり、人工林のもろさを印象づけた。一帯は林業が盛んな地域。流木の原因をたどると、日本の林業が克服できていない課題に行き着く。

福岡県朝倉市の杷木林田地区。安否不明者の捜索現場のそばに、流木が山積みになっている。5 日の豪雨では、上流から流れてきた木々が橋桁や欄干に引っかかり、そこに土砂がたまって川があふれた。

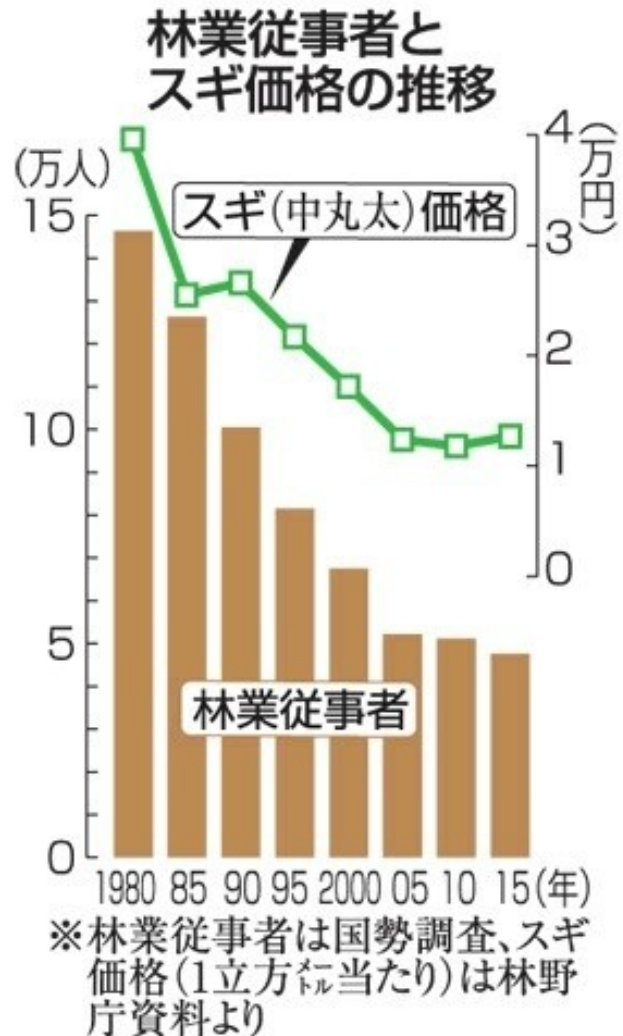
中には直径 50 センチ、長さ 10 メートルを超える大木もある。枝はなく、樹皮は剥がれている。土砂とともに流れる間にぶつかり合い、丸太になったとみられる。福岡県の推計によると、朝倉市と東峰村の流木は少なくとも 20 万トンを超える。

なぜ、これほど大量の木々が流出したのか。地元の林業関係者や専門家は複合的な原因を指摘する。

朝倉市や隣の東峰村の山あいには、地表の近くに花こう岩が風化した「まさ土」が堆積しており、大量の水を含むと崩れやすい。

そこに植えられたのは、根を深く張らない針葉樹のスギやヒノキ。種子から成長する場合は深く密集した根を張るが、人工林は挿し木から育てるため、根は浅く、密度も低い。木を真っすぐに育てるにはある程度密集させるため、根は広がらない。

今回は短時間に記録的な雨が降り注ぎ、地表面のもろい地層が木々と崩れ落ちる「表層崩壊」が同時多発的に発生した。面積の 86% が山林で、スギの人工林が多い東峰村の渋谷博昭村長は「国策で植林したが、今は伸び放題。雨が降るたびにおびえなくてはならない」と苦境を訴える。





■ ■  
流木や倒木による災害は5年前の九州北部豪雨をはじめ、何度も起きている。その背景には、長く続く林業の悪循環がある。

国は高度経済成長期の木材需要の高まりを受け、全国で植林を推進した。スギの人工林はその象徴だ。木材輸入の自由化、木造住宅の需要低下などの影響で、1980年代以降は国産材の価格が低迷。伐採期を迎えた木が半ば放置されている地域もある。

今回の被災地の林業関係者も「木材の価格が安すぎる」と口をそろえる。スギ（中丸太）の価格は、1立方メートル（直径50センチの材木4メートル分）当たり1万円強。ピークだった80年の3割程度まで下がった。

価格の低迷は、林業従事者の減少に拍車をかけた。国勢調査によると、60年は44万人だったが、2015年は5万人を割った。高齢化も進む。

人工林は木が真っすぐ成長するように、数年おきに適正な間隔を空けるための間伐が必要だ。シダやササの下草が生えやすくなり、表土の流出を防ぎ、保水力を高める効果もある。だが林業従事者の減少で間伐が行き届かず、樹齢40年以上の木も残されている。

人手不足を補う機械化に合わせ、森林に重機が通れる作業道が整備されたが、朝倉市の林業関係者は「雨水が作業道に流れ込んで川や滝のようになり、倒木や土砂崩れを引き起こす一因になった」とみている。

林野庁は流木災害の構造や減災対策を探るチームを初めてつくり、近く現地を調査する。治山課は「被災地域は林業が盛んで、森林の手入れをしていたので、このくらいの被害で済んだとも言える」との見方を示し、流木を止めるくし状のダム（スリットダム）の設置などを検討する方針だ。

東峰村の渋谷村長は、森林が下流域の水源を養い、川から海に栄養を与える機能があることを強調。「植林を推進した国は現状を改善する手だてを示してほしい」と要望する。

◇ ◇

#### ●防災の観点で森林整備を

九州大大学院の久保田哲也教授（森林保全学）の話 今回は樹齢40年を超えた大木が、豪雨に耐えられずに倒れて被害を拡大させた。一斉に植林すると、根の深さがそろってしまうので、根の下地の層が弱くなってしまう。

いまさら拡大造林の失敗を指摘しても始まらない。国はこれを機に、産業としてではなく、防災の観点で森林整備に取り組むべきだ。伐採した後は自然林を育て、危険箇所には治山公園を設置するなどの対策が必要。そうしなければ同じ惨事を繰り返す。

（写真）上流域から根が付いたままの巨木が流れ、集落を襲った＝12日、福岡県朝倉市杷木林田

## 滋賀県の流域治水推進条例のその後

滋賀県の流域治水推進条例が制定されてから、3年強が経過しました。この条例は水害の危険性が高い地域で建築規制などを行うことを定めた画期的な条例です。

県は400万円を上限として住宅の新築・増改築の費用の2分の1を助成します。

今回、建築規制などを行う浸水警戒区域の指定がはじめて行われました。その記事を紹介します。

### 滋賀）浸水警戒区域、県が米原市村居田地区を初指定

（朝日新聞滋賀版 2017 年 6 月 16 日）

<http://digital.asahi.com/articles/ASK6H3VCKK6HPTJB00R.html>

県は、水害の危険性が高い地域に建築規制などを義務づける浸水警戒区域に、米原市村居田地区の約13ヘクタールを正式に指定し、16日付の県公報で告示する。ダムだけに頼らない治水を目指す県の流域治水推進条例に基づく初の指定となった。

浸水警戒区域は、200年に1度の大雨で3メートル以上の浸水が予測される区域が対象。住宅を新築、増改築する際、敷地をかさ上げるなどし、想定される水位より高い位置に住宅を設けるよう義務づける。県は400万円を上限として費用の2分の1を助成する。

県流域治水政策室によると、5月末に開かれた県流域治水推進審議会で、同地区を指定することが全会一致で承認され、庁内の手続きを経て正式に決まった。

村居田地区は、姉川中流の左岸に位置し、支流の出川が地区内に流れる。指定されるのは出川下流の約13ヘクタールで、指定区域内には22世帯がある。同地区の堀居良一区长（69）は「水害に強い地域づくりを県と協力して進め、障害者や弱者の避難訓練に心を一つにして取り組みたい」と話した。

県は2020年までに約100地区を指定する計画だ。今年3月末現在、村居田地区を含め湖北10、甲賀6、東近江3、高島2、湖南1の計22地区で浸水警戒区域の指定に向けた取り組みを進めている。

うち避難計画の策定まで進んでいた2地区では、一部住民に異論があり、県が引き続き調整中だ。

高島市朽木野尻地区では、5月の地区総会で「区域指定されると地価が下がる。風評被害も懸念される」などの意見があり、指定の見送りを決定。甲賀市の黄瀬地区でも、一部住民



（写真）集落を流れる出川＝米原市村居田

から「資産価値が下がる。売買が難しくなる」「区域指定の費用を河川改修に使うべきだ」といった反対意見が続出。4月の地区総会でも指定に慎重な対応を求める意見が出た。

県流域治水政策室の担当者は「区域指定による長所と短所などを説明するなどし、粘り強く対応して理解を取り付けたい」と話している。

## ■対策住宅対象にローン金利優遇

関西アーバン銀行（本店・大阪市）は、浸水警戒区域内で対策を施した住宅の購入や増改築を対象に、住宅ローンに優遇金利を適用する新商品「県流域治水推進住宅ローン」の取り扱いを始めた。

中古・新築のいずれも対象で、①浸水警戒区域内で、県から建築の許可を受ける②1階の床の高さを、県が公開している浸水予測図「地先の安全度マップ」で想定される水深以上にする③100リットル以上の雨水貯留タンクを設ける——をすべて満たすことが必要だ。

所定の条件を満たせば、ローン基準金利から年1・9ポイント引き下げ、がん・脳卒中・急性心筋梗塞（こうそく）の三大疾病保障と自然災害補償特約の上乗せ金利分を最大年0・5ポイント引き下げる。変動金利型に限られ、固定金利選択型は利用できない。

同ローンへの公金投入はなく、区域に正式に指定された後から利用できる。県流域治水政策室は「災害リスクへの対策をすると金利を優遇する仕組みは珍しく、活用してほしい」としている。（岡本洋太郎）

## 滋賀県流域治水の推進に関する条例の概要

◎前文 ・条例制定の背景 ・流域治水を推進する意義 ・条例を制定する目的

◎目的 ・流域治水を総合的に推進し、もって浸水被害から県民の生命、身体および財産を保護し、将来にわたって安心して暮らすことができる安全な地域の実現に資する

◎総則

- ・用語の定義
- ・基本理念
- ・県、県民、事業者の責務

基礎資料  
実現

◎想定浸水深の設定等

- ・県：流域治水に関する施策の基礎資料として、想定浸水深（地先の安全度マップ）を設定
- ・おおむね5年ごとに設定・公表

ながす

◎河川における氾濫防止対策

- ・知事：管理する河川の整備を行う。（浸水により生命・身体に著しい被害を生ずるおそれがある区域では特に配慮）
- ・河道の拡幅等を計画的・効果的に推進
- ・流下能力を維持するための河川内樹木の伐採等
- ・当面河道拡幅等が困難な区間における堤防の強化

ためる

◎集水地域における雨水貯留浸透対策

- ・森林および農地の所有者等：森林および農地の適正な保全による雨水貯留浸透機能の発揮
- ・公園、運動場、建築物等の所有者等：雨水貯留浸透機能の確保

◎氾濫原における建築物の建築の制限等

- ・浸水警戒区域における建築規制
- ・区域（200年確率降雨で浸水深約3m以上の区域）は、住民・市町長・流域治水推進審議会（新設）の意見をふまえて指定
- ・指定区域においては、知事が想定水位以上に避難空間が確保されているかを確認した上で許可
- ・10年確率降雨で浸水深50cm以上の区域は市街化区域へ新たに編入しない（対策が講じられる場合を除く）
- ・盛土構造物の設置等の際の配慮義務

◎浸水に備えるための対策

- ・県：避難に必要な情報の伝達体制を整備・市町への支援
- ・県民：日常生活で備えるとともに、非常時には的確に避難
- ・宅地建物取引業者：宅地等の売買等に情報提供
- ・水害に強い地域づくり協議会を組織し、浸水警戒区域の指定に関する事項や浸水被害の回避・軽減に必要な取組を検討

そなえる

◎雑則

- ・財政上の措置
- ・施策実施状況の議会への報告
- ・市町条例との関係

◎罰則（当分の間適用しない）

- ・建築規制に関する規定に違反した者への罰則および過料

※下線部は当初案からの主な追加・変更箇所

## 透過型砂防ダム（治山ダム）とその問題点

7月の九州北部の豪雨では大量の流木が流出して多大な被害をもたらしました。この流木の流下を抑制できる砂防ダム（治山ダム）としてスリット（切れ目）を入れた「透過型」と呼ばれる砂防ダムが注目されています。この透過型砂防ダムに関して田口康夫さんのコメント、信濃毎日新聞の記事、国土交通省の発表資料を掲載します。

### 田口康夫さん（溪流保護ネットワーク・砂防ダムを考える）のコメント

格子型スリットダムは流木を引掛ける機能はあります。ただ全流木の1〜2割くらいの捕捉しかできないのも事実です。

頻繁に除去メンテナンスをすれば大きな土石流などに限定的な効果をあげられることも事実ですが、多くの格子型スリットダムはこういったメンテナンスはされていないのも事実です。

飯山の場合はたまたま新しくできた後で、まだ流木が絡んでいないときに土石流が出たという幸運があったからです。

たまたまの幸運の事実をもって全てのダムがうまくいくという解釈は役人の常とう手段ですが、要注意です。

クローズ型砂防ダムの現状を見れば、ダムがあっても大きな災害が起きている事実があることと同じことだと思います。

既存ダムのスリット化改修には追い風になるかもしれませんが、長野県ではこれとてたった6基だけです。

写真1（2017.6.7）は奥裾花川の林野庁治山ダムですが、この詰りはたったひと冬だけでこのように詰まってしまいます。

雪国の場合、冬の雪崩などで生じる流木でこうなります。梅雨、台風などの影響を加算すればただのダムと変わりはなくなります。（もちろん魚類などの通過もできません。）

写真2、写真3は2017年の春、2008年春、高原川のスリット型砂防ダムの流木の詰まりと抜けた場合の比較です。

満砂になれば土砂も、流木も通過です（詳しくはこの他の問題もありますが割愛します。）

記事最後の方にあるハードに頼るだけではダメ、避難体制の確立は大事ですが、危険地域の土地利用にまで踏み込まなければ災害は減って行かないと思います。

今まで国は砂防＝安全という神話をつくり、危険地域に住宅建設許可を与えてきた責任は重いですね。見方によっては砂防行政は危険地帯を増やしてきたと言われても弁解できないと思います。

ただし、土砂災害防止法の理念を守ることで大分状況が変わってくると思います。



(写真 1)



(写真 2)



(写真 3)



### コメントの続き

2015 年 11 月 10 日の長野県南木曽町の梨子沢（なしざわ）土石流災害の例です。

1、高さおよそ 10m の格子型砂防ダムが満砂状態（写真 4、当時は空状態）になり、結果的にダム高さ分だけ河床が上がったことで、土石流が溢れて左岸側に押し出した（写真 5）。この林の下側には人家が何軒もあり、もしもっと大きな土砂流出の場合は砂防効果によって災害規模を高めることにつながるという側面もある。

(写真 4)



(写真 5)



2、同じく小梨子沢の格子型砂防ダムの場合は（写真6）、被災後の格子部分が約半分が飛ばされた状態。本来はコンクリートの部分と同じ高さまであった。写真7は格子パイプのフランジ部分のボルトが引きちぎられて隙間が生じている。つまり格子型ダムの欠点が明らかになったことを示している。（詳しい説明は割愛する）

上記二つの例はハード面重視の考え方の落とし穴である。設計者の都合の良い条件内での考え方が、かえって被害を大きくする例である。

（写真6）



（写真7）



## 流木被害防ぐスリットダム 長野県が整備推進

（信濃毎日新聞 2017 年 7 月 15 日）

<http://www.shinmai.co.jp/news/nagano/20170715/KT170714ATI090006000.php>

15日に発生から10日を迎える九州北部の豪雨は、大量の流木が被害の拡大を招き、行方不明者の捜索を難航させている。多くの森林を抱える長野県は、スリット（切れ目）を入れた「透過型」と呼ばれる砂防ダムの整備を進めている。スリット部分から水が下流に流れ、流木がダムを乗り越えにくくなる構造だ。ただ、危険箇所の全てにこうしたスリットダムを造ることは不可能なため、県は「事前に危険箇所を確認し、早めの避難を心掛けてほしい」としている。

県砂防課によると、スリットが入っていない「不透過型」の砂防ダムは大雨時、水がダムを乗り越えるのと同時に流木が下流域に流れ出す危険性がある。国は2015年、砂防ダムを流木が乗り越える例があるとして、流木止めを設置するよう各都道府県に通知した。

県はこれを受け、通知以降に建設する砂防ダムを透過型にしている。ただ、県内の砂防ダム約3300基のうち、スリットダムは今年3月末時点で通知前に建設した分を含めて237基。全体の1割に満たない。



長野市若槻地区の田子川では昨年度、県が高さ12・5メートル、幅75メートルのスリットダムを整備。中央部には格子状の鋼製の柵（高さ8・5メートル、幅7メートル）が入り、流木や岩など4200立方メートルを食い止められる。1969（昭和44）年に土石流災害が発生したことや、下流域に人家や保育園があることから設置を決めた。

5月に飯山市の井出川流域で起きた土石流災害で、大規模な山腹崩落地から3キロ下流にある桑名川砂防ダムは別タイプのスリットダム。ダム中央部に幅2メートルの切れ目が入っており、流木のほとんどをせき止めた。

県砂防課によると、砂防ダムを造る費用は規模によって異なるが数億円かかり、県が整備できるのは年に10基程度とする。高齢者や障害者など要配慮者がいる施設や、過去に災害に見舞われた場所を優先して整備しているが、危険箇所のうち設置済みなのは2割程度。県はハード整備だけでは人命を守り切れないとして、防災マップ作りを担う人材の養成などを進めるとしている。

（写真）長野市の田子川に設けたスリットダム。流木を止めるため中央が格子状の構造になっている。

## 国土交通省の発表資料

「平成29年7月九州北部豪雨を踏まえた今後の流木対策（平成29年7月21日）」

### 今後の流木対策の進め方

流木による被害を減少させるため、砂防事業として以下の流木対策を強力に推進

#### 新設砂防堰堤

- 流木等を確実に捕捉するために、透過構造を有する施設（例えば、透過型砂防堰堤、流木捕捉工）を原則設置する改訂を行った（平成28年4月）。
- 透過構造を有する施設の設置を更に推進する。



#### 既設砂防堰堤

- 流木の捕捉効果を高めるための改良を行う。
- 特に多量の流木の流出が想定される流域など下流への被害の拡大が懸念される流域において、既設堰堤の有効活用を積極的に進める。



## =====新書紹介=====

### 「ダムと民の五十年抗争

#### 紀ノ川源流村取材記」

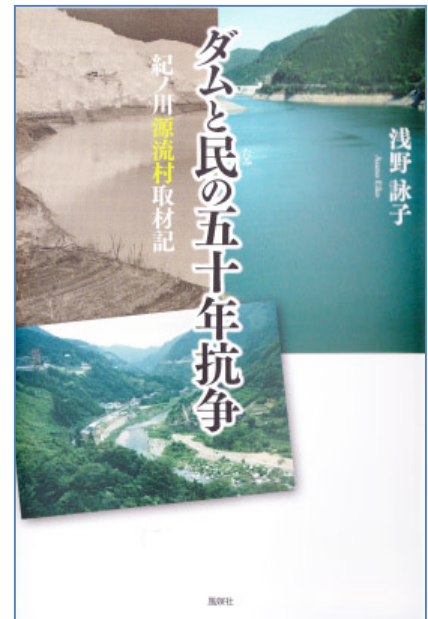
著者： 浅野詠子（あさのえいこ）  
（フリージャーナリスト）

発行所：風媒社

定価： 本体 1,800 円＋税）

サイズ： 四六判上製 241 頁

発行年月： 2017 年 8 月



#### ■内容の紹介

半世紀の歳月と 3640 億円の巨費を投じられた巨大公共事業一大滝ダム。国策に消えたふるさとの哀切な記憶をたどり、失われゆく山村史の空白を埋める渾身のルポ。

本書より

「東のハッ場、西の大滝」—そう呼ばれるほど、日本の東西二つの巨大治水ダムの建設をめぐっては、住民が激しく対峙した。

西の大滝ダムの事業は、半世紀を費やして、二〇一三年、紀の川上流の奈良県吉野郡川上村についに完成した。

・・・・・・・・・・・・・・・・

しかし、ダムは過ぎ去った問題ではなかった。完成寸前と目されていた二〇〇三年、試験湛水中に地すべりが発生した。

離村の記憶が薄れていくなかで、突如、発生した地すべりは、ふるさとが国策によって消えるということは、どのようなことなのか、よみがえらせる。集落がなくなっていくようす、人々の哀切を徹底取材し、再現することができた。

#### ■目次

はじめに

第1話 美林の里、川上村を訪ねて

第2話 地すべり

第3話 国交省敗訴

第4話 釣りざおの賠償請求

第5話 異変

第6話 ダム後遺症

第7話 手切れ金

第8話 大和豊年

第9話 温故知新

あとがき

## 利根川流域市民委員会からのお知らせ

### パンフレット「利根川をウナギがすみやすい川にしよう！」

私たち、利根川流域市民委員会は、かつての利根川の豊かな自然をできるだけ取り戻すことを求めて、2006年から活動が続けてきました。近年は、ウナギ激減の原因を探り、ウナギ復活の方策を見出すため、「利根川の未来を考えるカムバック・ウナギ・プロジェクト」に取り組んでおります。

このプロジェクトの一環として、2015年春より利根川流域の漁協や住民を対象に、「ウナギに関するアンケート調査」を実施するとともに、利根川下流部の現地調査を行い、昨年9月11日には、海部健三・中央大学准教授をはじめとする専門家の方々をお迎えし、「ウナギが生きる川を取り戻す ウナギと河川環境の問題を考えるシンポジウム」を開催しました。

そうした活動の成果を踏まえて今回、パンフレット「利根川をウナギがすみやすい川にしよう！」を作成しました。私たちはこのパンフレットを活用して、ウナギ復活のために利根川河口堰や常陸川水門の改善が不可欠であることを広く提案していきたいと考えております。

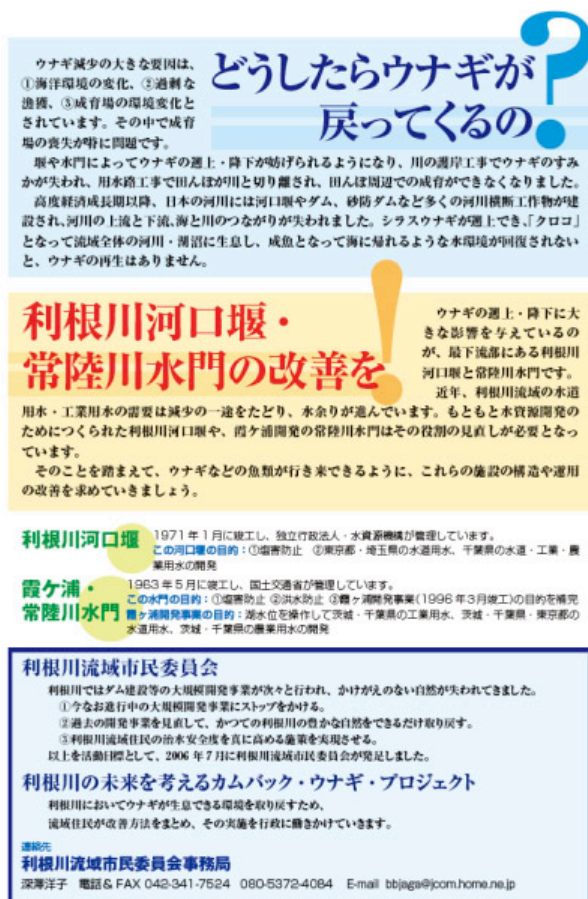
ぜひお読みいただき、皆様もこの運動に加わってくださるよう、お願いいたします。

利根川流域市民委員会 <http://tonegawashimin.cocolog-nifty.com/>

事務局 〒187-0001 東京都小平市大沼町7-5-4 (深澤洋子)

TEL & FAX 042-341-7524 bbjaga@jcom.home.ne.jp

#### 【表面】



ウナギ減少の大きな要因は、①海洋環境の変化、②過剰な漁獲、③成育場の環境変化とされています。その中で成育場の喪失が特に問題です。

堰や水門によってウナギの遡上・降下が妨げられるようになり、川の遡上工事でウナギのすみかが失われ、用水路工事で田んぼが干上がり、田んぼ周辺の成育ができなくなりました。高度経済成長期以降、日本の河川には河口堰やダム、砂防ダムなど多くの河川横断工物が建設され、河川の上流と下流、海と川のつながりが失われました。シラスウナギが遡上でき、「クロコ」となって流域全体の河川・湖沼に生息し、成魚となって海に帰るような水環境が回復されないと、ウナギの再生はありません。

### どうしたらウナギが戻ってくるの？

## 利根川河口堰・常陸川水門の改善を

ウナギの遡上・降下に大きな影響を与えているのが、最下流部にある利根川河口堰と常陸川水門です。

近年、利根川流域の水道用水・工業用水の需要は減少の一途をたどり、水余りが進んでいます。もともと水資源開発のためにつくられた利根川河口堰や、西ヶ浦開発の常陸川水門はその役割の見直しが必要となっています。

そのことを踏まえて、ウナギなどの魚類が行き来できるように、これらの施設の構造や運用の改善を求めています。

**利根川河口堰** 1971年1月に竣工し、独立行政法人・水資源機構が管理しています。この河口堰の目的：①灌漑防止 ②東京都・埼玉県の水通用水、千葉県の水道・工業・農業用水の開発

**西ヶ浦・常陸川水門** 1963年5月に竣工し、国土交通省が管理しています。この水門の目的：①灌漑防止 ②洪水防止 ③西ヶ浦開発事業(1996年3月竣工)の目的を確実な水通用水、茨城・千葉県の農業用水の開発

**利根川流域市民委員会**

利根川ではダム建設等の大規模開発事業が次々と行われ、かけがえのない自然が失われてきました。

- ①今なお進行中の大規模開発事業にストップをかける。
- ②過去の開発事業を見直し、かつての利根川の豊かな自然をできるだけ取り戻す。
- ③利根川流域住民の治水安全度を高める事業を実現させる。

以上を活動目標として、2006年7月に利根川流域市民委員会が発足しました。

### 利根川の未来を考えるカムバック・ウナギ・プロジェクト

利根川においてウナギが生息できる環境を取り戻すため、流域住民が改善方法をとれ、その実施を行政に働きかけていきます。

連絡先 **利根川流域市民委員会事務局**  
深澤洋子 電話&FAX 042-341-7524 080-5372-4084 E-mail bbjaga@jcom.home.ne.jp

このパンフレットは「ウナギ」環境活動会を経て作成しました。

2017年7月1日発行



## 利根川をウナギがすみやすい川にしよう！

### ニホンウナギは絶滅危惧種です

利根川には、上流部に数多くのダムがあり、中流部には取水堰、下流部には河口堰などがあって、ウナギ、アユ、サケなどのさまざまな水生生物の生息に大きな影響を与えています。

**鰻** ウナギの一種、ニホンウナギ(学名 *Anguilla japonica*) は現在、絶滅に近づいています。日本のウナギの漁獲量は1960年代には年間3000トン前後ありましたが、2015年にはわずか70トンにまで減少しました。2013年に環境省がニホンウナギを絶滅危惧種に指定し、2014年にはIUCN(国際自然保護連合)が絶滅危惧種に指定しました。

**利根川** 利根川は、流域面積16,840km<sup>2</sup>、全長322kmの日本最大級の河川です。その源は群馬県みなみ市の大山山(標高1,831m)で、関東1都5県の流域の水を集めて千葉県千葉市において太平洋に注ぎます。河口から18.5km上流に建設された河口堰や常陸川水門によって川と海のつながりが分断されています。

**利根川河口堰と常陸川水門** これらの堰・水門には魚道が設置されていますが、その幅は数mのごく狭いものですので、魚道だけでは魚類は十分に上り下りすることができません。魚類が行き来できるように堰・水門のゲートの操作などを見直す必要があります。とりわけ、常陸川水門はゲートの閉鎖時間が非常に長く、川と海を分断しています。上の航空写真では見えにくいほどの狭い部分が魚道(赤色四角枠内)です。



## 第24回(2017年)水源連総会・現地見学会 参加申込書

※空欄に必要事項を記入、当該項目を○で囲んでください。

| 氏名    | 郵便番号 | 住所 | 電話(出来れば当日連絡可能な携帯) | 所属団体 | 全国集会<br>(資料代500円) | 交流会(ノンアルコールの食事1500円) | 懇親会(アルコールあり2000円) | 宿泊(禁煙・喫煙はご希望に添えない場合があります)        | 11.5<br>現地見学会<br>(バス3000円)         | 11.5<br>水源連総会<br>昼食700円 |
|-------|------|----|-------------------|------|-------------------|----------------------|-------------------|----------------------------------|------------------------------------|-------------------------|
| 連絡代表者 |      |    |                   |      | 参加<br><br>不参加     | 参加<br><br>不参加        | 参加<br><br>不参加     | 要(禁煙希望)<br><br>要(喫煙希望)<br><br>不要 | マイクロバス利用<br><br>マイカーで参加<br><br>不参加 | 参加<br><br>不参加           |
|       |      |    |                   |      | 参加<br><br>不参加     | 参加<br><br>不参加        | 参加<br><br>不参加     | 要(禁煙希望)<br><br>要(喫煙希望)<br><br>不要 | マイクロバス利用<br><br>マイカーで参加<br><br>不参加 | 参加<br><br>不参加           |
|       |      |    |                   |      | 参加<br><br>不参加     | 参加<br><br>不参加        | 参加<br><br>不参加     | 要(禁煙希望)<br><br>要(喫煙希望)<br><br>不要 | マイクロバス利用<br><br>マイカーで参加<br><br>不参加 | 参加<br><br>不参加           |
|       |      |    |                   |      | 参加<br><br>不参加     | 参加<br><br>不参加        | 参加<br><br>不参加     | 要(禁煙希望)<br><br>要(喫煙希望)<br><br>不要 | マイクロバス利用<br><br>マイカーで参加<br><br>不参加 | 参加<br><br>不参加           |

★宿泊について 部屋は全てシングルですが、禁煙・喫煙は確保した部屋数の関係で希望に添えない場合があります。ホテルの選択はできません。ご了承ください。

★交流会は11月4日17時30分から、懇親会は同一会場で引き続き19時から20時まで行われます。

締切 9月30日(土) FAX:045-877-4970

E=mail: mizumondai@xvh.biglobe.ne.jp

〒223-0064 横浜市港北区下田町6-2-28 水源連

※ 交流会(夕食)は1,500円、懇親会は2,000円、宿泊費は朝食を含み8,300円、マイクロバス代金は3,000円、総会の昼食700円、参加費総額は15,500円の予定です。  
なお、参加人数等により多少変動の可能性もあります。全国集会是別途資料代500円。



水源連

Japan River Keeper Alliance

2017 全国集会 (シンポジウム) & 総会

2017 年

11/4

土

第1部 (集会)

13:00 ~ 17:00

資料代  
500円

シンポジウム

川は誰のものか。

河川法改正20年。河川行政はかわったか？

～大阪安威川ダム計画から考える～

あいかわ

「ほたるの川のまもりびと」上映

<パタゴニア特別限定版>

基調報告

“河川法改正20年。河川行政はかわったか？”

講師 宮本博司さん(元国交省近畿整備局河川部長)



現地報告

「安威川流域治水計画」

「安威川ダム公金支出差止裁判」

パネルディスカッション

“河川法改正20年、  
今こそ川を流域住民の手に”

<パネラー>

宮本博司さん、嶋津暉之さん  
まさのあつこさん

ダム建設現場見学会

8:30 ~ 11:00

【朝8:30 茨木市役所前集合】

ダム資料館

「ダム周辺の地盤について」

田結庄良昭さん(国土研・神戸大名誉教授)

奥西一夫さん(国土研・京大名誉教授)

水源連 2017 年度総会

11:00 ~ 15:00

会場：大阪府茨木市クリエイトセンター2F (多目的ホール)

茨木市駅前4-6-16 tel:072-624-1726

会場：茨木市福祉文化会館 302 号室

1. 総会

2. 各地の取り組み(石木ダム他)

第2部 (交流会・親睦会)

※詳細は裏面をご覧ください。

11/5

日

8:30 ~ 15:00

ダム問題に取り組む全国の仲間が茨木に集まります！

共催

水源開発問題全国連絡会・水源連全国集会大阪茨木実行委員会 (茨木市民運動連絡会  
安威川ダム反対市民の会)

ご連絡・お問合せ：水源連 (mizumondai@xvh.biglobe.ne.jp)・茨木実行委員会：072-625-3194 (茨木民商) 090-5045-5133 (江菅)



## シンポジウムプログラム

1 1月4日(土) 13:00～17:00

会場：茨木市クリエイトセンター（2F 多目的ホール）

開会あいさつ 江菅洋一（現地実行委員会）

1. 「ほたるの川のまもりびと」上映

（パタゴニア特別限定版ショートフィルム）

2. 基調報告 宮本博司さん（元淀川流域委員会委員長）

3. 現地からの報告

・「安威川流域治水計画」嶋津暉之さん（水源連共同代表）

・「安威川ダム公金支出差止裁判」浅野省三さん（弁護団長）

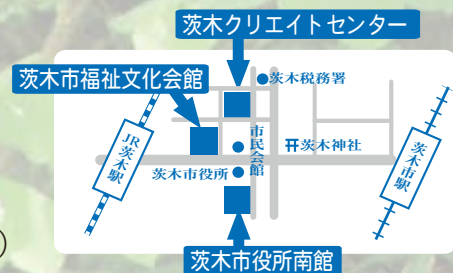
（休憩）

4. パネルディスカッション：河川法改正 20 年、今こそ川を流域住民の手に

パネラー：宮本博司さん・嶋津暉之さん（水源連共同代表）

まさのあつこさん（ジャーナリスト）

閉会あいさつ 遠藤保男（水源連共同代表）



蛍の里として知られる長崎県東彼杵郡川棚町川原地区に、住民の反対をよそにダムが建設されようとしています。同地区に住む住民を「ほたるの守りびと」として、クラウドファンディングで資金をつのり映画化。アウトドア衣料品メーカーパタゴニアは、環境問題に取り組む組織に物心両面の支援を行っています。このフィルム制作もその一貫です。

## 交流会・親睦会

〈交流会〉～各地の報告～

11月4日(土) 17:30～19:00

スカイレストラン（茨木市役所南館9階）

参加費：1500 円（夕食）※アルコールなし

〈親睦会〉

19:00～20:00

スカイレストラン（茨木市役所南館9階）

参加費：2000 円（バイキング）※アルコールあり

## 現地視察

11月5日(日) 視察地：安威川ダム資料館・ダム建設現場

8:30 茨木市役所前出発

9:00 安威川ダム資料館 視察（JV が運営）

ダムサイト上部に開設 ダム建設現場が一望できるロケーション

ダム地盤などの説明：田結庄良昭さん・奥西一夫さん

10:00 現地出発

10:30 市役所前着（福祉文化会館へ 昼食）





# 琵琶湖がつなぐ 人と生きものたち

市民による生物多様性の保全と地域社会の実現をめざして



近江の海夕波千鳥汝が鳴けば心もしのに古思ほゆ

● 2017年**10月5日(木)** 12:30～18:00 **入場無料**

● **びわ湖大津プリンスホテル コンベンションホール「淡海」8～10**

滋賀県大津市におの浜 4-7-7 TEL:077-521-1111

手話通訳又は要約筆記あり

母なる琵琶湖を

健全な姿で次世代につなぐため

いっしょに考えてみませんか！

## 第Ⅰ部 講演と対談

滋賀県知事 三日月大造氏

びわこ成蹊スポーツ大学教授 西野麻知子氏

## 第Ⅱ部 パネルディスカッション

パネリスト

筑波大学大学院人間総合科学研究科教授（日本自然保護協会専務理事）吉田正人氏

大阪大学大学院法学研究科教授 大久保規子氏

元国交省近畿地方整備局淀川河川事務所長（元淀川水系流域委員会委員長）宮本博司氏



## 第3分科会 2017年10月5日(木) びわ湖大津プリンスホテル コンベンションホール「淡海」8～10

## 琵琶湖がつなぐ人と生きものたち

～市民による生物多様性の保全と地域社会の実現をめざして～

## 1 琵琶湖の生物多様性の危機

琵琶湖は、内湖、湖東を中心に広がる水田、それらをつなぐ用水路や琵琶湖に流入する多くの河川、大阪湾に注ぐ淀川とともに琵琶湖・淀川水系を織りなし、水生生物をはじめとする多くの野生生物や近畿圏1400万人の命の源となっています。この豊かな自然は、人の手が適度に加わることで維持され、多様な生活や文化を育んできました。

しかし、ここ数十年の間に、湖岸改変や河川改修などで生物の生息・生育環境が悪化し、人の手が入らなくなった里地・里山は荒廃し、更にはオオクチバスなど外来種の定着、気候変動などによって生物多様性の危機が迫っています。

それは、滋賀県のみならず日本各地が抱える問題でもあります。

## 2 流域にわたる総合的な生物多様性の保全と管理

全ての生物はそれぞれの地域環境の中、直接・間接的につながり、バランスを保ちながら、その環境に応じた生態系を創り出しています。

ところが、これまでの保全策は、単に、保護区の設定や行為規制にのみ目が向けられがちでした。

しかし、琵琶湖をめぐる生物多様性の保全政策を考える上で最も重要なことは、琵琶湖(淀川)水系の流域全体を水循環の観点から捉えることです。

例えば、水質浄化には工場排水などの規制だけでなく、ヨシ原・河畔林の保全・再生、集水域の森林を適正管理し、富栄養化の発生源物質を抑制することも重要で、それは、洪水調節、渇水緩和、土壌浸食の防止などにもつながります。

本シンポジウムでは、多岐にわたる生態系サービスを将来的に享受し続けていくために、いかに生物多様性を保全・管理し、持続的に利用していくべきか、琵琶湖とその上流部の森林、沿岸域にある農地に至るまで、総合的な観点から自然環境政策と法制度について考察します。

## 3 生物多様性に根ざした持続的な社会経済活動

兵庫県豊岡市では、コウノトリの野生復帰を成功させましたが、それは単に絶滅種を復活させたということに止まりません。コウノトリが生息できる環境を創るため、

有機農法による稲作や冬季湛水(冬に田んぼに水を張る)を実施することで、餌となる魚が生息できる水田が維持できただけでなく、「コウノトリ育む農法」による付加価値のあるお米が誕生しました。

つまり、地域の人々の協働による野生復帰の取組みが、環境保全型農業を実現させ、生物多様性という恵みを活かしたブランドにより、地域経済の活性化につながったことにも意味があるのです。

本シンポジウムでは、環境創造型農業をはじめ、持続可能な森林管理、原発や化石燃料に頼らない持続可能なエネルギーの活用等、生物多様性の保全と地域経済の活性化のつながりについて考察します。

## 4 市民参加による生物多様性の保全と自律的な地域社会の実現

地域の特色やニーズ・実情に十分配慮した生物多様性の保全策を考えるためには、地域で自然と調和した生活を営むために培われてきた知恵や技を踏まえ、市民や企業など様々な主体が行政と対等な関係を保ちながら政策決定や活動に携わっていくこと、つまり、地域が主体となり、市民が実質的に参加することで自律した地域社会を実現することが不可欠です。

1992年の地球サミット(環境と開発に関する国際連合会議)以降、環境基本法や環境影響評価法が成立し、自然再生推進法では自然再生事業に際し「地域住民、特定非営利活動法人」の役割が強調され、生物多様性基本法や国家戦略、地域戦略の中でも、地域住民と行政との協働が謳われるなど、市民参加を意識した環境保全に関する法律の整備が進んでいましたが、いまだ市民参加は充分ではありません。

地球サミットで採択されたりオ宣言の第10原則は、情報公開と意思決定過程への参加及び司法へのアクセスの必要性を提示しています。それを契機に成立し、環境問題における市民参加に関する国際基準となっているオーフス条約(1998年採択)に加入するとともに、国内法を整備し、さらには、市民参加を支援するための実効的な法制度について考えなければなりません。

市民と行政が対等な立場で地域社会の運営に携われる社会を実現するため、多くの市民の皆様と一緒に考えたいと思います。

是非、本シンポジウムにご参加ください。